

令和5年11月

お客さま各位

那須信用組合

インボイス制度開始に伴う対応について

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和5年10月1日から、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されました。当組合の適格請求書（インボイス）につきましては、お取引方法により以下のとおりとさせていただきますので、お知らせいたします。

1. 営業店窓口でお支払いいただく手数料

営業店窓口等で各種手数料（振込手数料、両替手数料、融資関係手数料など）をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」等を発行いたします。

2. 口座振替等でお支払いいただく手数料

預金口座から自動振替等の利用によりお支払いいただいている各種手数料で「領収書」は発行されないお取引につきましては、インボイスの要件を満たした「通知書」を発行いたします。「通知書」の発行をご希望されるお客さまは、お取引店にお申し出ください。

3. インターネットバンキングでお支払いいただく手数料

インターネットバンキングの利用によりお支払いいただいている手数料につきましては、通知書発行申込書をご記入のうえ、お取引店にお申し出ください。

4. ATMでのお取引について

ATMでのお取引につきましては、発生する手数料が原則として3万円未満のため、「3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等」に該当し、インボイスの交付義務が免除されるため、インボイスは発行されません。したがって、ATMから出力される「ご利用明細書」につきましては、インボイス制度に対応した様式改定は実施いたしませんので、ご了承ください。

以上